

# 亀山市防犯委員推薦書

令和 年 月 日

まちづくり協議会名

代表者名

印

当地区から推薦した亀山市防犯委員\_\_\_\_\_の退任による  
残任期間について、次の者を亀山市防犯委員に推薦します。

私は、亀山市防犯委員に就任することを承諾します。

住 所			
フリガナ		性別	男 女
氏 名	印		
電 話		職業	
生年月日	昭和・平成	年	月 日

※欄内は、防犯委員ご本人がご記入ください。

参考

# 防犯委員の主な活動内容

## 5月～7月 防犯委員会定期総会

防犯委員会定期総会と研修会を併せて実施します。  
(令和3年度は書面議決)

## 8月 防犯パトロール (令和3年度は中止)

亀山市納涼大会及び関宿納涼花火大会のイベントに出向し、会場及び周辺のパトロールを行います。



役員対象

### 10月 地域安全運動

店頭での啓発活動  
◎ショッピングセンター等で行います。

### 10月～11月 大会・講座参加

地域安全三重県民大会  
犯罪のないまちづくりリーダー養成講座

### 12月～1月 年末年始防犯運動

のぼり掲揚、街頭指導、出動式参加、地域による警戒活動

## 防犯懇談会

地区ごとに計画、開催を行います。  
時期、内容に関しては地域(まちづくり協議会)で決定してください。  
実施の際は、事務局へ計画書・報告書の提出をお願いいたします。

- ◎内容例
- ・特殊詐欺、空き巣等の防犯対策
  - ・亀山警察署等による講話
  - ・犯罪、事故状況の確認
  - ・防犯DVDの観覧
  - ・意見交換

消費生活センターの出前講座も  
ご活用ください！  
TEL 059-375-7611



【亀山市防犯委員会事務局】

亀山市役所(防災安全課内) 小林

TEL 0595-84-5035

## 亀山市防犯委員会会則

### (目的)

第1条 亀山市防犯委員会(以下「委員会」という。)は、市民の防犯思想の高揚を図るとともに具体的な防犯対策を実施することにより、犯罪のない明るい社会を実現することを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会は、防犯委員をもって組織する。

2 前項に規定する防犯委員は、市内在住者で防犯活動に理解のある者のうちから地域まちづくり協議会代表者が推薦したもので組織する。

### (役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	若干名

2 役員は、防犯委員の中から互選する。

### (役員の仕事)

第4条 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、第9条に規定する事業を掌理する。

### (監事)

第5条 委員会に監事2名を置く。

2 監事は、防犯委員の中から互選する。

### (監事の仕事)

第6条 監事は、会計の監査を行い、総会に報告する。

### (任期)

第7条 防犯委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した防犯委員又は役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 防犯委員及び役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (顧問及び参加)

第8条 委員会の適正な運営を期するため、顧問及び参加を置く。

2 顧問は、市長・亀山市議会議長・亀山警察署長・各種団体の長及び防犯活動に功労があった者の中からこれを充てる。

3 参加は、亀山警察署の生活安全課長及び有識者その他本会に必要と認められる者をこれに充てる。

4 顧問は、本会の運営に関し必要な諮問に応じる。

5 顧問及び参加は、総会並びに役員会に出席して意見を述べることができる。

### (事業)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)防犯対策の調査研究に関すること。
- (2)防犯対策の地域的浸透及び防犯施設の充実に関すること。
- (3)防犯自警思想及び遵法精神の普及高揚並びにその他の防犯宣伝に関すること。
- (4)青少年の健全育成、不良化防止及び補導に関すること。
- (5)亀山地区防犯協会及び三重県防犯協会連合会との協調及び協力に関すること。

(会議)

第10条 会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は、年1回以上会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、事業計画・予算・決算及び会則の改廃を議決する。
- 4 役員会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 役員会は、第3項に規定する事項以外の事項について議決する。ただし、会長が総会を開く時間的余裕がないと認めるときは、役員会は、総会に代わって議決することができる。
- 6 会長は、前項の規定により議決した事項について、次の総会において報告をしなければならない。
- 7 総会又は役員会の会議は、防犯委員又は役員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、出席できない防犯委員及び役員が他の防犯委員及び役員を代理人として表決を委任した場合は、出席したものとみなす。
- 8 総会又は役員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 委員会の経費は、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、亀山市防災安全課防災安全グループにおいて処理する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成17年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 1 設立時の防犯委員については、第2条第2項の規定に関わらず、平成16年度旧亀山市防犯委員及び旧関町防犯委員であった者とする。
- 2 設立時の防犯委員及び役員の任期については、第5条の規定に関わらず、設立総会の日から平成19年3月31日までとする。
- 3 初年度の会計年度は、第9条第1項の規定に関わらず、総会の日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

この会則は、平成18年6月27日から施行する。

この会則は、平成19年7月3日から施行する。

この会則は、平成25年5月28日から施行する。

この会則は、平成28年6月28日から施行する。

この会則は、平成30年6月25日から施行する。

サイト内検索

くらし・環境 防災・防犯 健康・福祉・子ども スポーツ・教育・文化 観光・産業・しごと まちづくり 県政・お知らせ情報 組織・業務

現在位置: [トップページ](#) > [防災・防犯](#) > [防犯・交通安全](#) > [防犯](#) > [自主防犯活動団体等](#) > [自主防犯活動団体/天神・和賀地区を守る会](#)  
担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [環境生活部](#) > [くらし・交通安全課](#) > [くらし安全班](#)

いいね! シェア ツイート

防犯

- [犯罪のない安全で安心なまちづくり](#)
- [自主防犯活動団体等](#)
- [犯罪被害を防ぐには](#)
- [安全安心まちづくりに取り組む企業等](#)
- [推進体制](#)
- [犯罪被害者等支援](#)
- [情報コーナー](#)



### 天神・和賀地区を守る会

活動地域	亀山市 天神地区、和賀地区	
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道白山線、鈴鹿関線の交差する地域で、戸数550戸の静かな住宅地。</li> </ul>	
活動内容	<p><b>活動の特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長続きするよう、無理せず自主的な活動。</li> <li>住民が防犯活動に参加する姿を犯罪の抑止につなげる。</li> <li>防犯意識の高揚と地域安全を目指す。</li> </ul> <p><b>年間の主な活動内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パトロール（日程を決め行う。年末年始・夏休みの夜間親子パトロール）</li> <li>警察・関係機関と連携をとり活動している。</li> <li>登下校時の子ども付き添い活動（地域に目を配る）</li> <li>情報交換（見慣れぬ人、不審車両があれば連絡しあう）</li> <li>広報紙の配付（回覧）</li> <li>ポスターの掲示</li> </ul>	
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の大人と子どもがあいさつできるようになった。</li> <li>過去に連続して空き巣被害に遭った共働きの家庭が、その後被害が無くなった。</li> <li>学校と地域の連帯感が強まった。</li> </ul>	
活動において工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の会員の負担とならないよう、出られる時に参加してもらうようにしている。</li> <li>警察等との連携、学校との連携に努めている。</li> <li>自治会の回覧で活動の報告を行っている。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員は増えてきているが、合同パトロール等への参加が減りつつある。防犯ボランティアの増員を願っているが難しい。</li> <li>財源の確保。</li> </ul>	
構成員数	41名（コミュニティー役員、防犯委員他各種団体代表、ボランティア）	
代表者氏名	峯 忠男	
連絡先	氏名	天神・和賀地区コミュニティー（天神・和賀地区を守る会）
	住所	〒519-0142 亀山市天神4丁目9-14
	電話	0595-82-8204

三重県 防犯: 自主防犯活動団体等  
補遺係

# 防犯委員活動用ポロシャツ 希望調査

■まちづくり協議会名

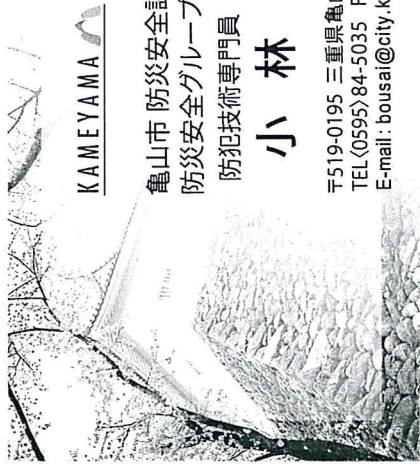
\_\_\_\_\_

■お名前

\_\_\_\_\_

■希望のサイズに○をつけてください。

サイズ	S	M	L	LL	3L
着丈	65	68	71	74	77
身幅	47	50	53	56	60
肩幅	44	46	48	50	53
袖丈	20	21	22	23	25



KAMEYAMA



亀山

亀山市 防災安全課  
防災安全グループ  
防犯技術専門員

小林 一夫

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地  
TEL (0595) 84-5035 FAX (0595) 82-9955  
E-mail: bousai@city.kameyama.mie.jp